

(一社)袋井建設業協会 令和3年度 第2回 技術者講習会

～ 工事検査から見た現場管理について ～



令和3年7月30日(金)

静岡県中遠農林事務所 検査監 倉田 章好

目 次

- 1 工事成績評定の留意事項
- 2 「施エプロセス」のチェックリスト
- 3 工事成績評定の視点
- 4 ばらつき判定
- 5 工事事故について
- 6 まとめ

1 工事成績評定の留意事項

(1) 工事成績評定とは？

工事の施工状況、安全管理、出来形、品質、出来ばえ等々を評価して点数化したもの

(2) 工事成績評定の点数が上がると(上げる努力)？

① 会社の平均工事点数が上がる

⇒ 総合評価工事の際、加点対象となる
建設工事成績優良者等入札に参加できる
受注機会の増加につながる

② 技術者のモチベーションの向上

⇒ 優良建設工事の表彰制度もある

③ 出来形・品質・出来ばえ、工事安全性の向上



(3) では、どうすれば、工事成績評価が上がるか？

評価の基準を理解すれば、評価が上がる可能性あり!!

⇒ 静岡県公式ホームページ

「工事検査課HP」・「建設業のひろば」

に評価の各種基準が公開されている。

工事検査課HP

The screenshot shows the top navigation bar of the Shizuoka Prefecture Official Home Page. It includes the logo 'ふじのくに 静岡県公式ホームページ' and buttons for '総合トップへ' and '“ふじのくに” 魅力情報'. Below the navigation bar is a search box with the text 'サイト内検索' and a '検索' button. The breadcrumb trail is: 'ホーム > 組織別情報 > 交通基盤部 > 工事検査課ホームページ > 工事・委託業務の成績評価'. The page title is '工事・委託業務の成績評価について' and the update date is '更新日：令和2年8月27日'. At the bottom, there is a link for '工事の成績評価要領・同運用 令和2年2月更新'.

(4) 「静岡県建設工事成績評定要領」について

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する建設工事に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の当初契約金額が500万円以上の建設工事とする。

次の工事は、評定を省略することができるものとする。

- (1) 災害応急仮工事
- (2) 主たる工事内容が除草又は漂着物処理工事
- (3) 畳工事及び木製建具工事 (運用に明記)

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえ等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者は、静岡県工事検査要領に定める検査員及び静岡県工事監督要領に定める監督員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

(5) 静岡県建設工事成績評定の採点特長

- ・ 担当監督員、総括監督員、検査員の3名が評定する。
- ・ 各評定者が加減点を行いその点に65点を足して評定点となる。
- ・ 各評定者の持ち点は100点であるが、評定点の計は3名の平均ではなく、各評定者の持ち点を比率配分して合計する。

担当監督員 40%
総括監督員 20%、
検査員 40%

☆評定例 担当監督員 82.0点
総括監督員 79.5点
検査員 80.0点の場合、評定は
 $82.0 \times 0.4 + 79.5 \times 0.2 + 80.0 \times 0.4 = 80.7$
小数点第一位四捨五入 81.0点となる

- ・ 工事中の事故や会社として指名停止の措置がされた場合は全体の点数から減点する。
なお、この減点は、通常の減点と比べ非常に厳しい。

様式第2

第 号
年 月 日

受注者様

契約担当者 ㊟

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、静岡県建設工事成績評定要領に基づき、評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問を付して、この書面の通知を受けた日から14日以内に書面により、説明を求めることができます。

また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

工事番号	
建設工事名	
建設工事箇所	
請負代金額	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
検査年月日	年 月 日
評定点	点 (項目別評定点は別紙1のとおり)
修正評定点	点 (項目別評定点は別紙1のとおり)
業種	

手続き等問い合わせ先

※修正評定点は、評定点が修正された場合のみ

別紙1

項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 高度技術力	/ 7.3 点
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等 (減点のみ)	工事故等による減点 総合評価による減点	
評定点合計		/ 100 点

2 「施工プロセス」の チェックリスト

◎チェック項目

1 施工体制 I 施工体制一般

- 契約工程表
 - ・ 契約締結の10日以内に、契約工程表が提出された。
- 工事実績データ（コリンズ）
 - ・ 事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録された。
- 品質証明
 - ・ 品質証明員の資格（身分及び経歴）が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。
 - ・ 工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。
 - ・ 品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。
- 建設業退職金共済制度等
 - ・ 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。
 - ・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。
 - ・ 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。
 - ・ 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。
- 請負代金内訳書
 - ・ 請求があった場合、契約終了後10日以内に提出されているか。
- 施工体制台帳、施工体系図
 - ・ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、施工体系図同一のものを提出した。
 - ・ 施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。
 - ・ 施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。
 - ・ 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。
 - ・ 施工体系図に記載のない業者が作業していない。
 - ・ 施工体系図に記載されている主任（監理）技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。
 - ・ 元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与している。
- 建設業許可標識
 - ・ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任（監理）技術者を正しく記載している。

1 施工体制 II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者

- 現場代理人
 - ・現場代理人は、現場に常駐している。
 - ・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。
- 専門技術者の配置
 - ・専門技術者を選任し、配置している。
- 作業主任者の専任
 - ・作業主任者を選任し、配置している。
- 監理技術者（主任技術者）の専任制
 - ・資格者証の内容を確認した。
 - ・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が一であった。
 - ・現場に常駐していた。
 - ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項把握し、主体的に係わっていた。
 - ・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。
- 現場技術者
 - ・現場技術員との対応が適切である。
- 下請負者の把握
 - ・下請負者が静岡県入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。

2 施工状況 I 施工管理

- 設計図書の照査等
 - ・契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。
 - ・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。
- 施工計画書
 - ・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。
 - ・記載内容と現場施工方法が一致している。
 - ・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。
 - ・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。
- 施工管理（・工事材料管理 ・ 出来形、品質管理 ・ イメージアップ）
 - ・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。
 - ・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。
 - ・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。
 - ・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。○検査（確認を含む）及び立会い等の調整
 - ・監督員の立会にあたって、あらかじめ立会願を提出している。
 - ・段階確認の確認時期が、適切である。
- 工事の着手
 - ・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。
- 支給品及び貸与品
 - ・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。
- 建設副産物及び建設廃棄物
 - ・請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。
 - ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。
 - ・建設リサイクル法の対象工事については、工事届出の手続きがされているか。
- 指定建設機械類の確認
 - ・指定建設機械（排水ガス対策型・低騒音型・低振動型）を使用している。

2 施工状況 II 工程管理

- 工程管理
 - ・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。
 - ・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。
 - ・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。

2 施工状況 III 安全対策

- 安全活動
 - ・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。
 - ・店社パトロールを実施し、記録がある。
 - ・安全・訓練等を実施し、記録がある。
 - ・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。
 - ・新規入場者教育を実施し、記録がある。
 - ・過積載防止に取り組んでいる記録がある。
 - ・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。
 - ・重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。
 - ・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。
 - ・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。
 - ・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。
- 安全パトロールの指摘事項の処理
 - ・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。

2 施工状況 IV 対外関係

- 関係機関等
 - ・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。
 - ・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。
 - ・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。

3 工事成績評定の視点

- 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表に基づき、当該工事について評定。
- 評価する対象は、考査項目別運用表に記載されている項目について、該当の有無をチェック。
- 実施比率で評価。
 - 「何を評価するのか」
をよく理解する必要がある。

1- I 施工体制一般（全工事共通）

対象 該当

- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 施工計画書の当初と変更を、工事着手前に提出している。
- 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
- 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
- 元請が下請の作業成果を検査している。
- 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
- 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
- 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。
- 建設業退職金共済制度の主旨を作業員に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われている。
- その他：

- ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
- ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

評価値が90%以上……………a

評価値が80%以上90%未満……………b

評価値が80%未満……………c

施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。……………d

施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。……………e

1-Ⅱ 配置技術者（全工事共通）

<担当監督員>

【全体を評価する項目】

対象 該当

- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。

【現場代理人を評価する項目】

対象 該当

- 現場代理人が、工事全体を把握している。
- 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
- 監督員への報告を適時及び的確に行っている。

【監理（主任）技術者を評価する項目】

対象 該当

- 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
- 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
- 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
- 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
- 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
- その他：

- ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
- ② 対象評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
- ③ 評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
- ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

評価値が90%以上……………a

評価値が80%以上90%未満……………b

評価値が80%未満……………c

配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。……………d

配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。……………e

2-I 施工管理（全工事共通）

＜担当監督員＞

対象 該当

- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
- 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
- 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
- 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
- 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
- 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
- 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
- 工事記録簿を適切に整備している。
- 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
- 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- その他：

- ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
- ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満.....b

評価値が80%未満.....c

施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。.....d

施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。.....e

2-Ⅱ 工程管理（全工事共通）

＜担当監督員＞

対象 該当

- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
- 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
- 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
- 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
- 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
- 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
- 休日の確保を行っている。
- 地元調整を積極的に行い施工の停滞が見られない。
- その他：

- ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
- ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

評価値が90%以上……………a

評価値が80%以上90%未満……………b

評価値が80%未満……………c

工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。……………d

工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。……………e

2-Ⅲ 安全対策（全工事共通）

<担当監督員>

対象 該当

- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。
- 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
- 新規入場者教育を実施し、実施の内容に現場特性が反映され記録が整備されている。
- 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
- 過積載防止に取り組んでいる。
- 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
- 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
- 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
- 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
- 使用機械、車両等の点検整備等がなされ管理されている。
- 店社パトロールを1回／月以上実施し記録が整備されている。
- 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
- その他：

- ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
- ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

評価値が90%以上……………a

評価値が80%以上90%未満……………b

評価値が80%未満……………c

安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。……………d

安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。……………e

2-IV 対外関係（全工事共通）

＜担当監督員＞

対象 該当

- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
- 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
- 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
- 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
- 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
- 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
- その他：

- ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
- ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

評価値が90%以上……………a

評価値が80%以上90%未満……………b

評価値が80%未満……………c

対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。……………d

対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。……………e

3-I 出来形（工種による）

＜担当監督員＞

☆測点数5点以下の場合、ばらつき作成しても判定しない

一般土木工事の場合

該当

- 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。……………a
- 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。……………b
- 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。……………c
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。……………d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。……………e

出来形及び品質のばらつきの考え方

※出来形及び品質の測点数が5点以上の場合、ばらつき判定の対象とすることができる。

※複数の工種がある場合は、当該工事の主要な工種又は代表する工種について、ばらつき判定する。

※社内規格値に基づき管理する場合、ばらつきの判定割合(50%又は80%)は、社内規格値の割合とする。

- ①出来形の評価は工事全般を通じて評価するものとする。
- ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
- ③出来形管理とは、「土木(農林土木)工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。
- ④出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。

※機械設備工事、電気設備工事等は評価方法が異なる(省略)

3-Ⅱ 品質（工種による）

＜担当監督員＞

☆測点数5点以下の場合、ばらつき作成しても判定しない

一般土木工事の場合

該当

- 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。……………a
- 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。……………b
- 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。……………c
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。……………d
- 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。……………e

出来形及び品質のばらつきの考え方

※ばらつきの判断は出来形と同じ

- ①品質の評定は工事全般を通じて評定するものとする。
- ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
- ③出来形管理とは、「土木(農林土木)工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。
- ④品質管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。

※機械設備工事、電気設備工事等は評定方法が異なる(省略)

5-I 創意工夫 1 (全工事共通)

<担当監督員>

☆最大7点の加点、施工計画書へ明記する

【施工】

該当

- 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
- コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。
- 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
- 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。
- 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
- 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
- 照明などの視界の確保に関する工夫。
- 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
- 運搬車両、施工機械等に関する工夫。
- 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
- 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
- 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
- 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
- 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
- ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。
※本項目は2点の加点とする。
- 特殊な工法や材料を用いた工事。
- 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。

【新技術活用】

該当

- 受注者からの提案によるNETISまたは静岡県登録技術の活用。
※本項目は2点の加点とする。



5-I 創意工夫2 (全工事共通)

<担当監督員>

【品質】

該当

- 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
- コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
- 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
- 配筋、溶接作業等に関する工夫。

【安全衛生】

該当

- 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。
- 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
- 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。
- 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
- 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
- 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
- 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
- 環境保全に関する工夫。
- 快適トイレに関する工夫(設計計上されていないが快適トイレを設置した。)

【その他】

記述評価【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を必ず記載

評点: 点

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。
なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。



2-Ⅱ 工程管理、2-Ⅲ 安全対策（全工事共通）

<総括監督員>

【工程管理】

●評価対象項目

該当

- 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
- 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
- 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
- その他：

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

【安全対策】

●評価対象項目

該当

- 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
- 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
- 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
- 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
- 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
- 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
- その他：

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。



4-I 施工条件等への対応（全工事共通） <総括監督員>

☆最大20点の加点

I 構造物の特殊性への対応（1つ以上レ点が付けば4点の加点とする）

該当

- 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事
- 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
- 3.その他:

II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応（1つ以上レ点が付けば6点の加点とする）

該当

- 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
- 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
- 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
- 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事
- 8.緊急時に対応が特に必要な工事
- 9.施工箇所が広範囲にわたる工事
- 10.その他:



III 厳しい自然・地盤条件への対応（1つ以上レ点が付けば4点の加点とする）

該当

- 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事
- 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
- 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
- 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
- 15.その他:

IV 長期工事における安全確保への対応（1つ以上レ点が付けば6点の加点とする）

該当

- 16.当初契約から12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）
※但し、文書注意に至らない事故は除く。
- 17.その他:

※具体的な施工条件等への対応事例は省略

6-I 地域への貢献等（全工事共通）

＜総括監督員＞

●評価対象項目

該当

- 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
- 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
- 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- 地場産品の使用に積極的に努めた。
- 男女それぞれの快適トイレを地域住民が利用できるよう整備し、案内看板等で周知した。
- その他：

●判断基準

※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。



7 法令遵守等、 8 総合評価落札方式技術提案等、 9 各種取組による加点 (全工事共通) <総括監督員>

工事事故等による減点・総合評価による減点・各種取組による加点

☆直接「減点・加点」対象

7.法令遵守等

該当

- | | | |
|--------------------------|--|-------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 入札参加停止3ヶ月以上 | － 20点 |
| <input type="checkbox"/> | 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満 | － 15点 |
| <input type="checkbox"/> | 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満 | － 13点 |
| <input type="checkbox"/> | 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満 | － 10点 |
| <input type="checkbox"/> | 5. 文書注意 | － 8点 |
| <input type="checkbox"/> | 6. 口頭注意 | － 5点 |
| <input type="checkbox"/> | 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 | － 3点 |
| <input type="checkbox"/> | 8. その他: | － 点 |
| <input type="checkbox"/> | 9. 各種取組みによる加点 | ＋ 点 |

- ① 本考査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
- ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
- ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
- ④ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により不履行の項目ごとに5点減点する。

※上記で評価する場合の適応事例

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. ~17. 省略

8. 総合評価落札方式技術提案等

技術提案等履行確認

注：総合評価技術提案は、標準型と簡易型Ⅰのみ評価の対象とする。（簡易型Ⅱは、対象外とする。）

9. 各種取組による加点

【上記で評価する場合の適応事例：各種取組による加点】

※ICT施工、休日の確保等

- ① ICT活用工事を実施した場合：「各種取組による加点」項目で1点加点
（「創意工夫」項目でも加点）
- ② 週休2日推進工事を実施した場合：現場閉所率に応じて、「各種取組による加点」
 - (1) 4週8休以上の場合 :2点加点
 - (2) 4週7休以上4週8休未満の場合 :1点加点
 - (3) 4週6休以上4週7休未満の場合 :0.5点加点

2-I 施工管理（全工事共通）

<検査員>

対象 該当

- 契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
- 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
- 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
- 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
- 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
- 立会確認等の手続きを事前に行っていることが確認できる。
- リサイクル、建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
- 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
- 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
- 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。
- 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- その他:

- ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
- ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

●判断基準

評価値が90%以上……………a

評価値が80%以上90%未満……………b

評価値が80%未満……………c

施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。……………d

施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。……………e

3-I 出来形1 (工種による)

<検査員>

☆ばらつきと評価対象の複合判断

一般土木工事の場合

該当

- 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。……………a
- 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。……………a'
- 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。……………b
- 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。……………b'
- 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。……………c
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。……………d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。……………e

●評価対象項目

- 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- 写真管理基準の管理項目を満足している。
- 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
- その他:

3-I 出来形2 (工種による)

<検査員>

出来形及び品質のばらつきの考え方

- ※出来形及び品質の測点数が5点以上の場合は、ばらつき判定の対象とすることができる。
- ※複数の工種がある場合は、当該工事の主要な工種又は代表する工種について、ばらつき判定する。
- ※社内規格値に基づき管理する場合、ばらつきの判定割合(50%又は80%)は、社内規格値の割合とする。

- ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
- ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう
- ③ 出来形管理とは、「土木(農林土木)工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
- ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

※機械設備工事、電気設備工事等は評定方法が異なる(省略)



3-Ⅱ品質1 (43工種別による)

<検査員>

☆ばらつきと評価対象の複合判断

【コンクリート構造物工事】

該当

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

※ ばらつきの判断は出来形と同じ

●評価対象項目

対象 該当

コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。

コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)

コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。

コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。

鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。

コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。

鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

有害なクラックが無い。

その他:

① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。

② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()

④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

※他の工種は省略

3- II 品質2(43工種別による)

【コンクリート構造物工事】

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a [*]	b	b
	75%以上90%未満	a [*]	b	b [*]	b [*]
	60%以上75%未満	b	b [*]	c	c
	60%未満	b [*]	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少ない場合等は、ばらつきで判断不可能で評価する。

- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。……………d
- 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。……………e

※他の工種は省略



品質工種一覧

番号	工種名	備考
(1)	コンクリート構造物工事	品質1
(2)	土工事(切土)、(盛土、築堤等)	
(3)	護岸・根固・水制工事	
(4)	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	
(5)	砂防構造物工事、地すべり抑止工事	
(6)	舗装工事	
(7)	法面工事	
(8)	基礎工事(地盤改良等を含む)	
(9)	海岸工事	
(10)	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	
(11)	塗装工事(工場塗装を除く)	
(12)	トンネル工事	
(13)	植栽工事	
(14)	防護柵(網)・標識・区画線工事	
(15)	電線共同溝工事	
(16)	維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	品質2
(17)	修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	
(18)	機械設備工事	
(19)	電気設備工事	
(20)	通信設備工事・受変電設備工事	
(21)	その他の工事又は合併工事	
(22)	下水道(開削)	品質3
(23)	下水道(推進)	
(24)	下水道(シールド)	
(25)	下水道(トンネル)	
(26)	下水道(場内整備)	
(27)	港湾・漁港工事、浚渫・覆砂工事	
(28)	建築工事	
(29)	管水路	
(30)	フィルダム・ため池	
(31)	二次製品構造物	
(32)	土工事(区画整理、農地造成)	
(33)	ほ場整備工(整地工等、暗渠排水工)	
(34)	水管橋	
(35)	柵工、筋工、伏工	
(36)	林道土工工事	
(37)	木材木製品工事(木ダム、木橋、木土留工、木流路工等)	
(38)	森林整備工事(本数調整伐、下刈、除伐、植栽等)	
(39)	浚渫	
(40)	河床掘削(整正)	
(41)	土砂運搬	
(42)	除草	
(43)	ブロック据付・撤去	

3-Ⅲ出来ばえ（42工種別による）

<検査員>

【コンクリート構造物工事】

●評価対象項目

該当

- コンクリート構造物の表面状態が良い。
- コンクリート構造物の通りが良い。
- 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
- クラックが無い。
- 漏水が無い。
- 全体的な美観が良い。

●判断基準

- 該当5項目以上・・・a
- 該当4項目・・・b
- 該当3項目・・・c
- 該当2項目以下・・・d

※他の工種は省略



出来ばえ工種一覧

番 号	工 種 名	備 考	
(1)	コンクリート構造物工事	出来ばえ 1	
	砂防構造物工事		
	海岸工事		
	トンネル工事		
(2)	土工事(盛土・築堤等)		
(3)	土工事(切土)		
(4)	護岸・根固・水制工事		
(5)	鋼橋工事(RC床版工はコンクリート構造物に準ずる)		
(6)	地すべり防止工事		
(7)	舗装工事		
(8)	法面工事		
(9)	基礎工事(地盤改良等を含む)		
(10)	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)		
(11)	塗装工事(工場塗装を除く)		
(12)	植栽工事		
(13)	防護柵(網)工事		
(14)	標識工事		
(15)	区画線工事		
(16)	機械設備工事		
(17)	電気設備工事		
(18)	維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)、修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)		
(19)	電線共同溝工事		
(20)	通信設備工事、受変電設備工事		
(21)	その他の工事又は合併工事		
(22)	下水道工事(開削)、(推進)		出来ばえ 2
(23)	下水道工事(シールド)、(トンネル)		
(24)	下水工事(場内整備)		
(25)	港湾・漁港工事		
(26)	浚渫・覆砂工事		
(27)	建築工事		
(28)	浚渫		
(29)	河床掘削(整正)		
(30)	土砂運搬		
(31)	除草		
(32)	ブロック据付・撤去		
(33)	管水路		
(34)	フィルダム・ため池		
(35)	二次製品構造物		
(36)	土工事(区画整理、農地造成)		
(37)	ほ場整備工(整地工等、暗渠排水工)		
(38)	水管橋		
(39)	柵工、筋工、伏工		
(40)	林道土工工事		
(41)	木材木製品工事(木ダム、木橋、木土留工、木流路工等)		
(42)	森林整備工事(本数調整伐、下刈、除伐、植栽等)		

4 ばらつき判定

静岡県建設工事成績評定要領の運用に関するばらつきについて

平成 29 年 3 月 10 日 工事検査課通知 平成 30 年 12 月 25 日 一部改正

① ばらつき判定考え方 (測点数、度数及び測定頻度等について)

管理図や度数表等の資料があって、ばらつき管理が品質確保につながる場合は、5点以上の出来形管理測点数あるいは、品質管理資料数があれば、ばらつき判定できることとする。

複数の工種がある場合は、当該工事の主要な工種または代表する工種について、ばらつき判定するものとする。

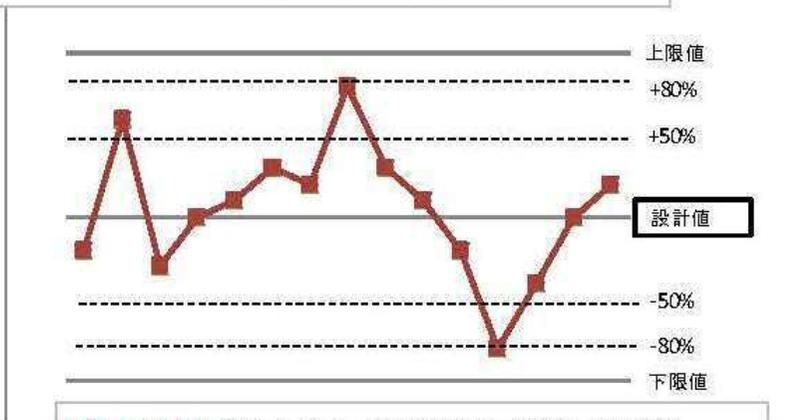
測定頻度は、施工管理基準の測定基準または試験基準を基本とするとともに、次の各号に留意すること。

- ① 測定数が4点以下の場合は、判断不可能とする。
- ② 5点以上の管理測点数とするため、必要以上に設けた管理測点はばらつき判定の対象としない。
例：測点間隔20mの工事について、5m間隔の管理測点数を追加する
- ③ 対象となる工種が数量精査により設計変更された場合（精算変更のため現場実測値がそのまま設計値となる）は、ばらつき判定しない。
例：舗装補修の舗装幅、法面保護工の法長、面積などの出来形精算数値

- ④ メーカー型枠等を使用する製作工事並びに区画線工は、ばらつき判定しない。
例：既製品の型枠を使用するコンクリート等製品、区画線工
- ⑤ 道路工事等で、同一測点の車道センター高さおよび左右路肩高さを、個々の測点とすることはできない。
なお、車道高さと歩道高さは、同一測点であっても個々の測点として取り扱うことができる。
また、河川工事等についても、左岸と右岸の堤防天端高さは、同一測点であっても個々の測点として取り扱うことができる。
- ⑥ レディーミクストコンクリートに関するスランプ試験、空気量測定、単位水量測定等の受入検査並びに供試体の圧縮強度試験については、受注者の技術者（現場代理人、主任技術者等）が関与した5資料以上を確認できれば、ばらつき判定ができる。（受注者の技術者が立会っただけでは、品質確保につながるとは言えないため、通常ばらつき判定しない。）
- ⑦ 舗装工事での締固度、現場着荷温度、敷き均し温度、供用開始温度等については、品質確保に役立つ項目で、受発注者が協議し適正な規格値を定めた5資料以上であれば、ばらつき判定することができる。
- ⑧ 社内規格値を定めた工事のばらつき度合いは、社内規格値に対するものとする。
- ⑨ 出来形は、設計図書に明示している設計値、形状、寸法等は全て、測定項目を設定し適切に管理するものとする。

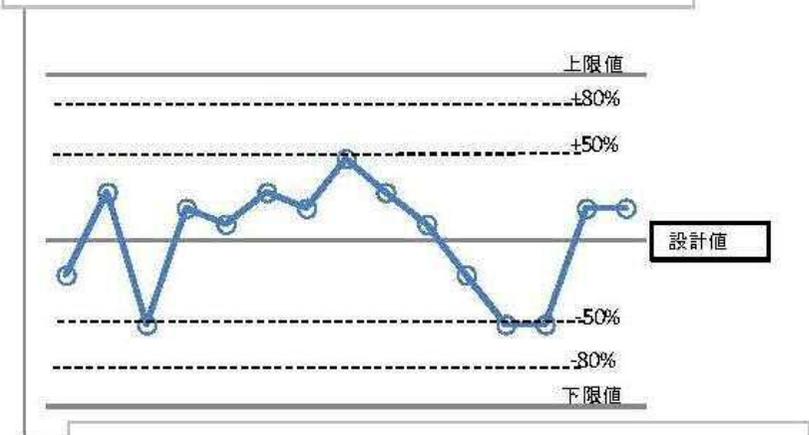
② ばらつき判定のパターン事例

図-1 上・下限値を設けている一般的な80%の事例



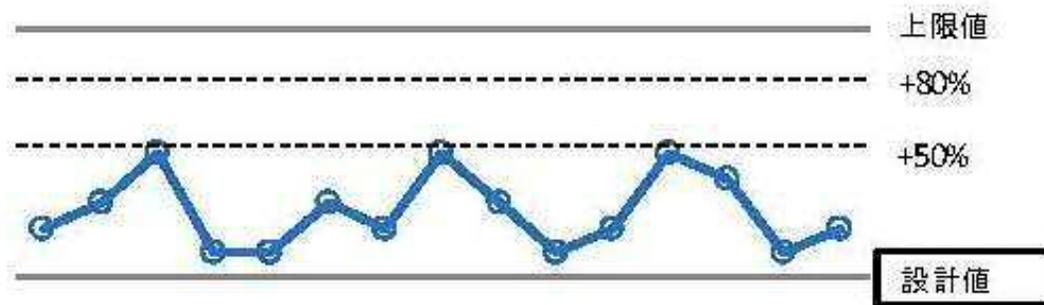
ばらつき80%: 測定点の何れの出来形値も80%以内の場合は、ばらつき80%とすることができる。

図-2 上・下限値を設けている一般的な50%の事例



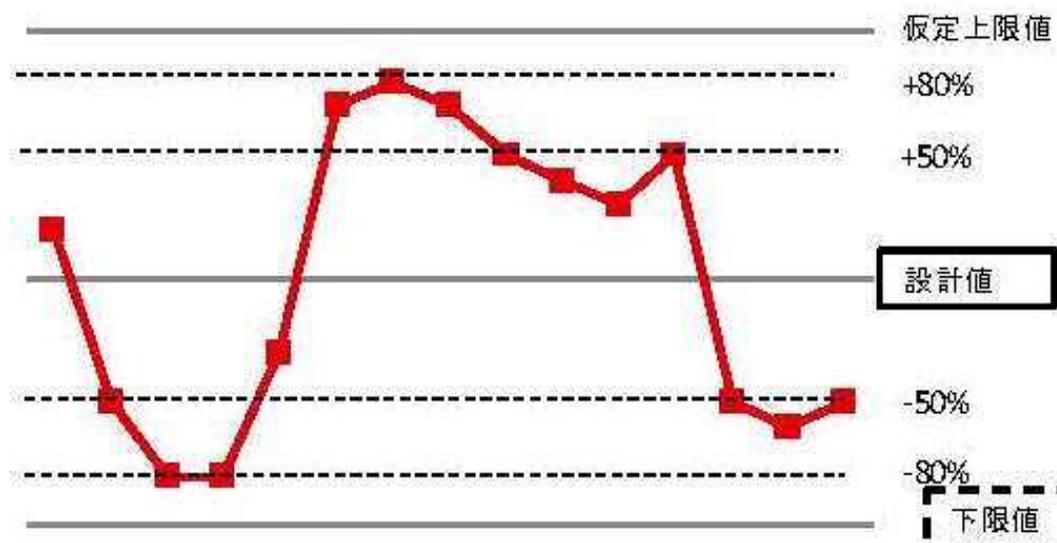
ばらつき50%: 測定点数の何れの出来形値も50%以内の場合は、ばらつき50%とすることができる。

図-3 上限値のみの規格値を設けている事例（50%の例）



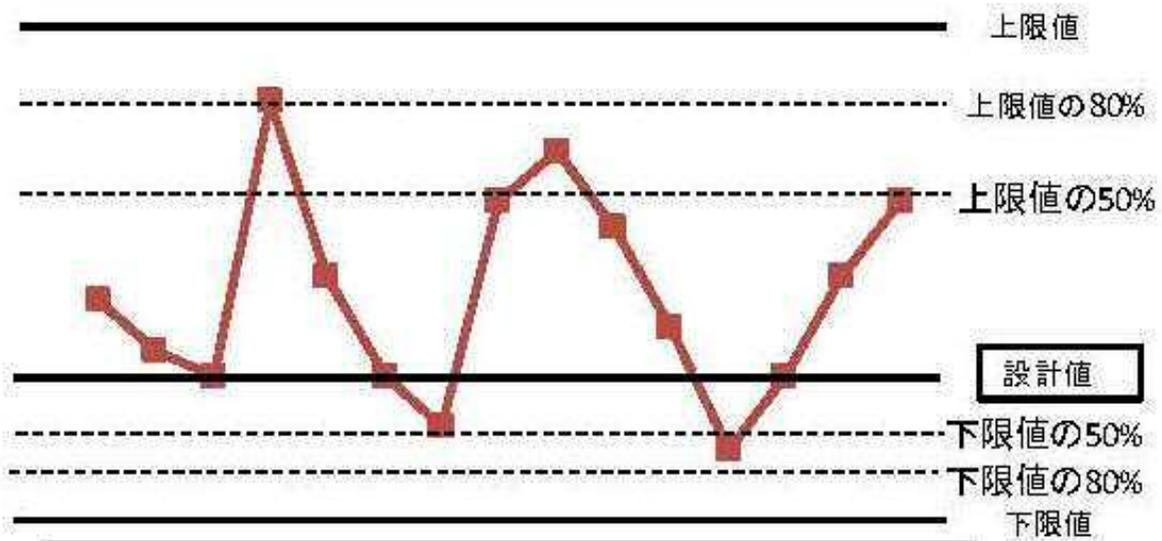
河川堤防天端高さでマイナスゼロ以上の規格値としている事例

図-4 下限値のみの規格値を設けている事例（80%の例）



仮定上限値を設定してばらつきを判定する。
仮定上限値 = 設計値 + 下限規格幅

図-5 上限値と下限値が異なる事例 (80%の例)



下限値、上限値それぞれの50%,80%ラインを設定する。

5 工事事故について

令和2年度 建設工事事故の発生状況について

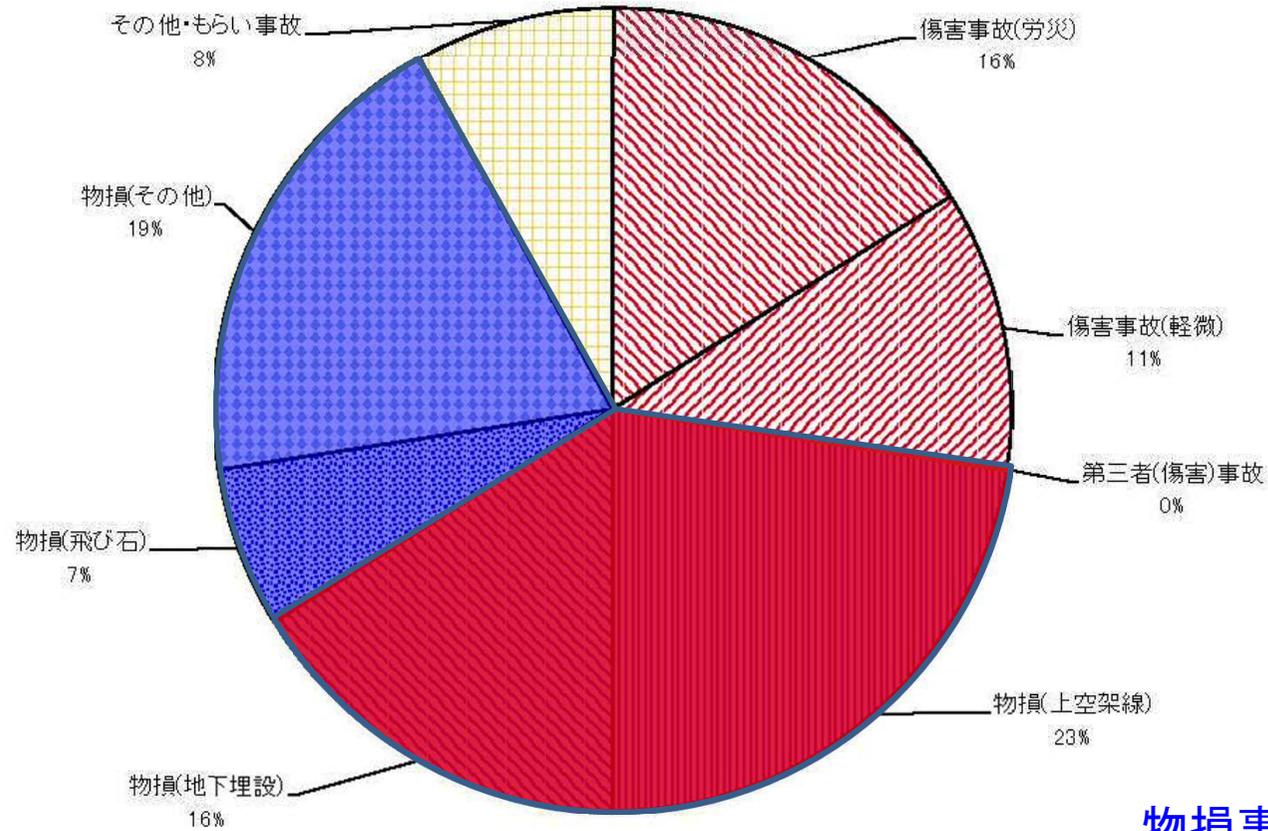
建設工事事故の発生件数は、全県で62件あった。

内訳は、

- ・傷害事故(労災)が10件、傷害事故(軽微)が7件
(全体の27%)
- ・第三者事故が40件(全体の65%)
- ・その他が5件

であった。

事故のタイプ別発生状況



上空架線と地下埋設の事故は、
物損事故の60%を占める

物損事故
全体の65%

中遠農林事務所管内の工事事故について

過去3年間(平成30年度～令和2年度)で、
工事事故は11件発生し、全て第三者事故であった。

第三者事故の内訳は、

- ・物損(上空架線)が1件、物損(地下埋設)が6件

全体の64%を占める。(全県の傾向と同様)

特徴的な傾向として、物損(地下埋設)が顕著に多い。

- ・第三者(傷害)1件、その他が3件

このような第三者事故の発生状況を踏まえ、

中遠農林事務所では

令和2年10月1日以降に契約した農林土木工事について、

当該工事現場で予想される事故対策

- ・予想される事故対策リストの作成及び更新
- ・工事事故ハザードマップの作成及び更新
- ・支障物対策チェックシートによる確認調査の実施

事務所独自の「事故防止特記仕様書」の施行により、
第三者事故防止に努めている。

6 まとめ

最後に . . .

- ① 工事現場で事故が発生しないよう、作業員の方へ日頃からの繰り返しの指導と工事完成まで無事故でお願いします。
- ② 静岡県公式ホームページ
「工事検査課HP」・「建設業のひろば」を見て、
工事成績評定のアップにつなげてください。
- ③ 担当している工事の品質・出来ばえ等が少しでも向上できれば幸いです。

祈願 安全工事!!

